

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する
技術検討委員会

報告書（案）

平成26年 月

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する
技術検討委員会

目 次

1. はじめに.....	1
2. 環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理....	2
(1) 放射性物質の環境の構成要素としての整理の考え方	
(2) 放射性物質による環境の汚染の状況の把握の方法	
(3) 調査、予測及び評価の手法の考え方	
(4) 環境保全措置の考え方	
(5) 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業における留意事項	
(6) 供用中に放射性物質を取扱う事業における留意事項	
3. 基本的事項において対応が必要な事項.....	5
(1) 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項	
(2) 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項	

1. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故によって一般環境中において放射性物質による環境汚染が発生したことに伴い、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことを明確に位置付けるため、平成 24 年度通常国会において成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 13 条の規定が削除された。

これにより、改正後の環境基本法（以下「改正環境基本法」という。）の下で個別環境法においても放射性物質による環境の汚染の対処に係る措置を講ずることができることが明確となったが、改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）においても、放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定を削除する改正が平成 25 年 6 月に行われ、当面の課題として、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）への対応が求められることとなった。

環境影響評価法においては、環境影響評価の具体的な実施内容の根幹となる事項について、その基本となる考え方を環境大臣が基本的事項として公表することとされており、これに放射性物質に関する規定を追加する必要がある。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、基本的事項の改正等に必要となる具体的な検討を行うことを目的として、環境省総合環境政策局長の委嘱により組織され、平成 26 年 1 月に発足したものである。

環境影響評価制度は、事業者自らが環境影響について検討し、その結果を公表するとともに、広く一般市民や地方公共団体の意見を聴いて、環境の保全の観点からより良い事業計画を検討する制度であり、放射性物質に関してもこの観点で検討することが重要である。

このことを踏まえ、本報告書は、基本的事項の改正に直接的につながると考えられる事項について抽出し、取りまとめるとともに、その他の事項についても、事業者が放射性物質に係る環境影響評価を実施するに当たって必要な全事業種に共通する基本的な方針について取りまとめたものである。

本報告書の提言を踏まえ、基本的事項等の適切な整備が行われ、また、適切な運用がなされることによって、より一層の効果的・効率的な環境影響評価制度の構築を期待するものである。

2. 環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理

環境影響評価法に定められた対象事業¹（以下「法対象事業」という。）においては、まず、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状の変更等を行うことにより、放射性物質が相当程度拡散・流出し、環境への影響が生じることが考えられる。

加えて、現行の法対象事業の中には、供用中に放射性物質を取扱う事業がある。

したがって、環境影響評価法手続の中で放射性物質を取扱う必要がある事業としては、現行の法対象事業のうち、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業及び供用中に放射性物質を取扱う事業が考えられる。

（1）放射性物質の環境の構成要素としての整理の考え方

環境影響評価法では、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することとされているため、放射性物質の環境の構成要素としての位置付けを整理する必要がある。

放射性物質は通常「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をはじめとする関係法令の規制に基づき事業者等により管理されており、環境影響評価法で取扱う必要があるのは一般環境中の放射性物質であることから、環境の構成要素として一般環境中の放射性物質が位置付けられるよう、基本的事項の規定において対応する必要がある。

（2）放射性物質による環境の汚染の状況の把握の方法

従来、化学物質等による環境の汚染の状況については、その多くは、環境要素（大気、水、土壌等）に含まれる汚染物質の濃度等により把握されてきた。一方、放射性物質については、様々な放射性核種から放出される総体としての放射線の強さが問題の中心となることから、放射性物質による環境の汚染の状況の把握については放射線の量で行うことが基本と考えられる。現下、当面の対応が求められる事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についても、放射線の量によって把握することとされている²。

したがって、環境の構成要素において、一般環境中の放射性物質に区分される選定項目については、放射性物質による環境の汚染の状況を放射線の量によって把握することにより、

¹ ①病院や研究施設等の放射性物質を取扱う施設、②核原料・核燃料関連施設、③事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に必要な中間貯蔵施設、指定廃棄物の最終処分場、除染事業等は、環境影響評価法の対象事業ではない。

² 「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号）、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）等

調査、予測及び評価を行うものとすることが明らかとなるよう、基本的事項の規定において対応する必要がある。

事業実施区域における放射線の量については、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の指標として広く用いられている空間線量率等によって把握することが考えられ、事業特性に応じた環境保全措置を講じる場合等においては、必要に応じ、放射能濃度によって適切な取扱いを検討することも考えられる。

(3) 調査、予測及び評価の手法の考え方

調査は、国や地方公共団体等による既存の測定結果を活用するとともに、必要に応じて地域における環境情報等を参考とし、実測に当たっては一般的に実施されている測定手法を参考に行う。

調査、予測及び評価は、その段階における科学的な知見に基づいて行う。

なお、放射性物質の移行状況や環境中の挙動、動植物への影響等については、研究が進められているため、その動向に留意が必要である。

(4) 環境保全措置の考え方

土地の形状の変更等に伴う放射性物質の拡散・流出を抑制するために環境保全措置を講じる場合には、事故由来放射性物質への対処のために策定された様々な法令やガイドライン等³が参考になるものと考えられる。

現時点において、例えば以下のような環境保全措置が考えられるが、今後整理が必要である。

- ・土地の形状の変更等における切土・盛土等の工法上の工夫等
- ・土地の形状の変更等に伴う飛散・流出防止策等

(5) 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業における留意事項

今般の改正が適用されるのは全国で実施される法対象事業になるが、当面の課題としては、事故由来放射性物質への対応が求められることになる。

法対象事業の実施による土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合は、必要に応じて事業者は、事業の実施に伴う影響について調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を検討することが必要と考えられる。

³ 福島県内の公共工事における建設副産物の再利用等について策定された「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」（平成 25 年 10 月 25 日、内閣府原子力災害対策本部等）、事故由来放射性物質に関する指針・ガイドライン等。

土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合としては、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）等で法対象事業を実施する場合を一つの目安とすることが想定される。なお、現在、避難の指示が継続している区域の中には、地域によって空間線量率が低いところもあり、避難指示の解除に向けた取組を進めている区域があることに留意が必要である。

このような考え方を基本としつつ、事業特性及び地域特性を踏まえながら、放射性物質について環境影響評価を行うべきか否かを検討することが想定される。

（6）供用中に放射性物質を取扱いうる事業における留意事項

法対象事業のうち、供用中に放射性物質を取扱いうる事業は、原子力発電所の設置等の事業及び廃棄物最終処分場の設置等の事業が考えられる。

原子力発電所の設置等の事業の場合、供用時⁴における一般環境の放射線量等については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき審査が行われることとなっており、環境影響評価法において当該審査の内容に加えて更なる検討が求められるものではないと考えられる。

また、廃棄物最終処分場⁵については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）施行規則に定める処理基準の策定にあたって、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理による影響の評価を行っており、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物であれば、通常行われている処理方法により、原子力安全委員会決定⁶において示された目安を下回るよう安全に処理することが十分可能である。なお、より入念的に処理の安全性確保を行う観点から、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準も適用することとしたものもある⁷。

⁴ 環境影響評価法では、事業の目的に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており、事故時の環境影響は対象としていない。なお、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では、原子力施設の平常運転時に加え、重大な事故が発生した場合の災害の防止、大規模な自然災害の発生を想定した必要な規制等が行われる。

⁵ 環境影響評価法の対象となる廃棄物最終処分場は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場であり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針に基づく指定廃棄物の処分場及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく最終処分施設は含まない。

⁶ 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成 23 年 6 月 3 日 原子力安全委員会）

⁷ 「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成 24 年 1 月 20 日 環廃対発第 120120001 号・環廃産発第 120120001 号）

3. 基本的事項において対応が必要な事項

「2. 環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方」を踏まえると、基本的事項の「第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」及び「第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」において、放射性物質の位置付けを規定する必要がある。

(1) 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

(現行の基本的事項)

第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

(1) (略)

(2) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。

(3)～(7) (略)

二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定事項については、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定事項に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。 (略)

(3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。 (略)

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定事項については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

<基本的事項の改正内容>

基本的事項第一の「一 一般的事項」の別表に一般環境中の放射性物質を加えた上で、「二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針」に、放射性物質による環境の汚染の状況を放射線の量によって把握することにより、調査、予測及び評価を行うと

いう趣旨を追記する。

(2) 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

(現行の基本的事項)

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) (略)
- (2) 環境影響評価の項目の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。
- (3)～(7) (略)

二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

- (1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条第一号に掲げる項目の確保を旨として、当該選定事項に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。
- (2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。 (略)
- (3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。 (略)
- (4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

<基本的事項の改正内容>

基本的事項第四「一 一般的事項」の別表に一般環境中の放射性物質を加えた上で、「二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針」に、放射性物質による環境の汚染の状況を放射線の量によって把握することにより、調査、予測及び評価を行うという趣旨を追記する。